平成２６年（フ）第３９号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目３番７―201号
債務者　朝烏　ミチ
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５０号
北海道登別市片倉町５丁目19番地23
債務者　樋口　香織（旧姓元木）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第40地割23番地
債務者　菊池　和弘
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１６５号
岩手県北上市常盤台４丁目５番10号　県営藤沢アパート３―303号、旧住所岩手県北上市上野町１丁目10番10号
債務者　長澤　芳巳
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２５号
神奈川県秦野市曽屋3276番地　ギオンハイツ２―103号
債務者　椎野　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２４号
静岡県富士市入山瀬392番地の６、前住所静岡県富士宮市万野原新田3137番地の３
債務者　髙野　　純
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１５２号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地16―208
債務者　野馬英愛こと　金　　英愛
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
愛知県豊田市美里３丁目２番地１　コーポ美里105号
債務者　和田みどり
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
奈良市青野町184番地の１　春日荘202号
債務者　前田　雅次
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
香川県善通寺市稲木町1090番地２
債務者　横田　之満（旧姓潮入）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４６号
香川県善通寺市仙遊町２丁目６番10―206号にしせん団地
債務者　杉田　好金
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２８８号
兵庫県高砂市北浜町西浜472番地の２　ソレアードⅠ104号
債務者　吉本　京子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７０号
仙台市若林区荒井字大場伝20―７　Ｕティーハイツ Ａ102、住民票上の住所仙台市若林区中倉３丁目９番15―505号
債務者　池尻　茂也
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
仙台市泉区南光台２丁目21番15号　ラフィーネ若草103
債務者　伊澤　靖子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
宮城県気仙沼市波路上後原39番地１
債務者　菊田　　登
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第３５３号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目617番地２　稲毛ライス202号
債務者　藤代　奈美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１４号
千葉県船橋市馬込西２丁目12番３棟305号
債務者　小林　昌子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係